

藤原穏子と中宮大饗

東海林 亜矢子

はじめに

一般に、平安貴族社会、特に摺闊政治の時代というと、藤原氏が娘を入内させ皇后とし皇子を生ませ、その皇子が即位したあかつきには外祖父として権力をふるい、その要である「娘」＝皇后も、華やかな文芸サロンを形成し、幼い天皇の母親として権力を握っていたイメージがある。しかしながら、歴史の分野ではそれらの后が実際に持ちえた権力はほとんど明らかになつていないので実情である。そこで本報告では、后が主催した儀式を検討することでその一端を明らかにしたいと思う。当時の儀式とは政務の一環であり、朝廷内の秩序を確認する役目を担うものである。そのため儀式の内容や意義を明らかにすることは、当時の政治構造や支配構造、主催者・参加者らの権力や人間関係などを明らかにすることにもつながるのである。

后が行つた儀式の中である程度史料が残つてゐる数少ない例が中宮大饗である。藤原穏子（八八五—九五四）とは、人臣閥白の始とされる藤原基経の娘で、延喜の治で名高い醍醐天皇の皇后にして朱雀・村上両天皇の生母である。今回は成立期の主催者であつた藤原穏子の事例を中心とりあげ検討することによつて、中宮大饗の意義を考えたい。

一、中宮大饗と場

中宮大饗はふつう、ほぼ同内容の儀式である東宮大饗とセットで扱われることが多く、『西宮記』『北山抄』『江家次第』などの儀式書が載せる儀式名としては「二宮大饗」に統一されている（東宮と中宮の「二宮」）。毎年正月一日、臣下の者たちが后（中宮）と皇太子（東宮）の居所へ行き挙式した後、内裏北門である玄輝門の東西の廊に

おいて饗宴を賜る儀式である。

その開始時期について、以前は、九世紀前半説、九世紀後半説が存在したが、最近は十世紀であることがほぼ定説化し、九世紀に行われていたのは中宮大饗に先行する類似の儀式であったと考えられている。先行儀式の特徴を栗林茂氏の説をもとに簡単に述べると、九世紀前半に行われていたのは「皇后受賀儀礼」で、その中心は群臣らが皇后に挙式することであり饗宴は行われなかつた。次いで九世紀後半に行われたのは「饗宴儀礼」で、非常に私的色彩が濃いもので、后が群臣に饗宴を賜るのが中心で挙式はなかつたと考えられる。

そして十世紀になると、まず、二宮大饗のうち東宮大饗が登場する。史料上の初見は延喜十一年（九一一）、皇太子は醍醐天皇と藤原穏子の間に生まれた保明親王であった。当時は后不在のため、中宮大饗は、同じ醍醐朝の延長年間、穏子が立后した翌年の正月が初見となる。そしてこの後摺闊時代を通して基本的に中宮大饗と東宮大饗はセットで行われていくのである。

儀式次第はいわば二部構成になつてゐる。儀式書によると、①「居所での挙式」と②「玄輝門廊（中宮は西廊、東宮は東廊）での饗（四位以上は屋根のある門内の座、五位は庭に幄を設けてそこを座とした）」の二つである。ところが史料を見ていくと、②の部分は本来、玄輝門ではなく自身の居所で行われていたと考えられるのである。

延長三年（九二五）正月一日の二宮大饗において、皇后穏子の饗は玄輝門西廊で行われたが、皇太子慶頼王（穏子孫、父は保明）の饗はその居所である職御曹司で行われている。ところが慶頼王がこの年六月に薨去し、翌四年正月二日になると、穏子と新皇太子寛明親王（母は穏子、後の朱雀天皇）はそれぞれの饗を玄輝門東西廊で行つてゐるのである。この変化には皇太子の居所が大きく関わつてゐる。実は、寛明は内裏に住んだ最初の皇太子なのである。それ以前の皇太子は内裏外・大内裏内の東宮や

職御曹司を居所としていた。しかし保明・慶頼と二代続いて即位することなく薨去したためこれらの場所が死穢で使われなくなってしまった。また二人の皇太子の死と菅原道真の怨霊を結びつける噂が流布したこともあり、三歳で立太子した寛明は、初めて内裏内で養育されることになった。そして皇太子の居所が内裏内（正式には梅壺）に設定されると同時に、東宮大饗の饗部分は、居所外の玄輝門で行われるようになつたのである。原因はごく単純なスペースの問題であったと思われる。内裏外の独立した居所であつた東宮や職御曹司と比べ、後宮の一殿舎である梅壺はごく狭い庭しか持たず、百名以上いる五位以上の官人が饗にあずかるだけのスペースは存在しなかつたと推測される。これと同じことが中宮大饗にもいえる。穏子は、後の儀式スペースとして設定された広い南庭をもつ常寧殿に住まなかつた最初の后であった。前段階の「饗宴儀礼」時には、内裏に住む后は常寧殿を使用していただため、そこで饗を設けることができた。しかし穏子は狭い東庭しか持たない弘徽殿を使用していた。そのため居所で行うことが出来ず、かわりに後宮正門とされていた玄輝門の廊を使うことになつたのではないか。こうして中宮の饗は最初から居所ではなく玄輝門を使用する儀式として始まり、東宮の饗は当初は居所で、居所が内裏後宮に移ると中宮と同じく玄輝門を使用するようになつたと考えられるのである。

つまり、儀式書には大饗の饗部分は玄輝門廊で行なうことが規定されているが、これはあくまで内裏を居所としていた場合の規定であり、そのとき内裏にいない后が居所、つまり玄輝門外で行つても、二宮大饗の一である中宮大饗と認識されていたことがわかる。このように中宮大饗が中宮大饗たりうるのは、場の問題ではなく、あくまで主催者である「中宮」の問題であつた。

二、主催者

中宮大饗の主催者は、もちろん中宮と呼ばれる人物である。しかし、中宮という言葉は非常に曖昧である。律令においては皇后・皇太后・太皇太后を指すと解釈される一方で、実例においては、平安前期には皇太夫人（厳密な意味では立后していない天皇の母である人物）のみを指したりする。そうである以上、この儀式が成立した時

持つ天皇の嫡妻の一人のみを指したりする。そうである以上、この儀式が成立した時期の「中宮」の定義を考えてみる必要があるだろう。

実は、初めて中宮大饗を行つた藤原穏子は、令制どおりに皇后・皇太后・太皇太后の時期を通して中宮職が設置され、生涯「中宮」と呼ばれた唯一の人物なのである。つまり、この儀式が成立時期から「中宮大饗」と呼ばれていたのならば、その主催者の資格は立后していることであつて、皇后であることではない可能性が高いと推測できる。

しかしながら中宮大饗の最新の研究である田村葉子説・栗林茂説は共に、主催者としては基本的には皇后のみを想定しておられる。史料上に「皇太后大饗」「太皇太后大饗」などと登場するものは二宮大饗の一つである中宮大饗とは別のもので、単に皇后や太皇太后が行つた饗宴でしかないとの解釈である。両氏とも二宮大饗か否かを見分けるポイントとして、儀式書どおり、式日の正月二日に行われているか、饗所は玄輝門西廊か、という二点を考えおられるようである。ここでは詳細は省くが、確かにいわゆる二宮大饗とは考えられない皇太后大饗—例えば二日に他の后が大饗を行つた後、十日や二十日といつた時期に行われたもの—は存在する。が、すべての皇后大饗は二宮大饗ではない、逆にいふと、二宮大饗は皇后以外には催すことができないといえるのであろうか。

そこで実際に穏子がどの時期に大饗を催しているのかを調べてみた。その際、先述したように穏子は生涯「中宮」と呼ばれたので、史料上はほとんどが「中宮大饗」とされているが、呼称ではなく実際の身位で見ていった。穏子が醍醐朝の皇后時代（内裏在住）に中宮大饗を行い、玄輝門を使用していたことは史料で確認できる。一方で、朱雀朝の皇太后時代（同）は史料上で確認できるのは正月二日と三日の一例ずつである。そして村上朝の太皇太后時代の内裏外に住んでいた時期は、その時々の居住場所で「中宮大饗」と呼ばれる儀式を行つており、内裏に住んだ晩年の一年余は中宮大饗を行つていない。これらからすると、内裏外で行つたものや二日に行わなかつたものは正式な中宮大饗ではないとして、一つの例外はあるものの、従来说どおり皇后のみが主催者になり得たと解釈することも可能であるように見える。しかしすでに見たように玄輝門で行なうことは中宮大饗にとつて必要条件ではなかつたと考えられるし、その上、穏子が皇后以外の時にも主催者たりえたことがわかる史料があるのである。

◎『九曆』天暦七年（九五三）正月二日条「傍線・〔〕内は報告者」

（前略）仍相公共於二北中門辺而拜礼。即參□「宮カ」催行大饗事。去年以

往於玄輝門西廊行之、今年用東廊。其故者中宮今年雖不被レ行大饗、西廊是彼宮大饗處也。〔大后去□□□〔年十一カ〕月還□□〔御弘カ〕徽殿。依上皇喪停大饗云々〕。（以下略）

これは穏子が太皇太后として内裏に入った最初の正月であり、崩御前年の史料である。筆者の藤原師輔（穏子甥、東宮憲平親王の外祖父）の関心の中心は、孫にあたる東宮の大饗場所がこれまでの玄輝門西廊から東廊に移つたことであるが、その理由として、本来、西廊が「彼宮」つまり太皇太后穏子の大饗所であることを挙げている。実際には穏子は前年夏に我が子である朱雀上皇を亡くしていたため中宮大饗を行わなかつたが、この記事から、本来は行い得たことがわかる（穏子は翌年正月四日に病のため崩御しており、その二日前に大饗を行うことは不可能であったため中宮大饗を行なつた）。また、内裏に戻つてきましたばかり太后時に玄輝門西廊で大饗を行つた（つまり穏子は皇后・皇太子の大饗所という認識が最初から定着していることから、皇太后として内裏にいた時代にも玄輝門西廊で大饗を行つていたことが推定できる）。つまり穏子は皇后・太后・太皇太后を通して、儀式書にいう中宮大饗の饗所である玄輝門西廊で大饗を行ひ得たわけである。

時代が下つて十一世紀、寛仁二年（一〇一八）にも、皇太后藤原彰子（道長娘、一条天皇皇后）が二宮大饗の一つとしての大饗を主催したことが明らかな例がある。彰子は穏子と違い、皇后だった時期を除いて「中宮」と呼ばれることがなかつた。しかし皇太后彰子が主催した大饗（『左經記』によれば「皇太后大饗」）を、父道長は『御堂閑白記』の中で「二宮大饗」と記しているのであつた。

以上のことから、立后した后は、皇后か皇太后かといったその時の身位や通称に関係なく、中宮大饗の主催者となり得たと結論付けることができる。同時に、既述のように、場が玄輝門であつたか否かに本質的な意味はなかつたことも確認でき、そこからも少なくとも玄輝門で行い得た内裏に住むことが可能であった后が、内裏外の居所で行つた場合は「中宮大饗」と呼ぶことができると考えられ、藤原穏子は立后から崩御にいたるまでの三十年余、大饗を主催することが可能であつたと推定できる。

三、拝礼と参加者

中宮大饗は①拝礼と②饗の二段階からなつていて、そのうち拝礼部分は先行する「饗宴儀礼」には無かつたと考えられているから、中宮大饗は拝礼部分を加えたことになる。

後の居所で饗宴が行われた「饗宴儀礼」と違い、前述のように、中宮大饗では居所のスペースの問題から居所とは離れた玄輝門で饗が行われた。ここで注目したいのは、その結果、后も皇太子も、饗にあずかる参加者たちと非常に疎遠な儀式となつてしまつたことである。饗宴とは主催者と参加者が空間と時間を共有して飲食し、関係を確認することが目的である。しかしこの乖離した状態では、意義は非常に薄れてしまう。そこでクローズアップされたのが、居所で行う拝礼だったのではないだろうか。

拝礼について明記された記事は少ないが、初見は『吏部王記』延長八年（九三〇）正月一日条である。この中で醍醐天皇は大饗について「朝賀儀に準じた拝礼があるゆえに私事ではなく公事である」（「二宮饗雖レ從簡易、非レ無拝礼。是用朝賀儀」。又兩宮饗非ニ私々（事歟）可レ謂ニ公事）と述べている。二宮大饗は名称こそ「大饗」であるが、内容的には饗に先立つ拝礼のほうがより重い意味を持ち、拝礼があるゆえに公的な国家の年中行事に組み込まれたということができる。拝礼の参加者ははどういう人々であつたのだろうか。儀式書からは、饗部分については中宮東宮とも王卿以下五位以上という参加者が想定できるが、拝礼部分については不明である。

拝礼の次第は、参列者が揃つたところで最上席の者が后に参入の由を啓上してから居所の庭（弘徽殿の場合は東庭）に参入整列し、殿上の后に対して拝礼を行い退出するという簡単なものである。饗とは異なり立つたままではあるとはいえスペース上からも、また後宮内であるという場所柄からも、饗よりも少人数の限定された人々のみが参加を許されたのであることは簡単に想像がつく。その際、参考になるのが、中宮大饗が始まる頃に常態化した、天皇に対する正月一日の小朝拝である。この次第は后に対する拝礼と非常によく似ており、まず最上席の者が天皇に参入の由を奏上してから居所である清涼殿の東庭に参入整列し、殿上の天皇に対して拝礼を行うというものである。小朝拝に参加できるのは、広義の殿上人（狭義の殿上人以外に公卿・藏人を含む、当時は約三十名）、つまり天皇の代替わりごとに選定される、天皇個人の側

近ともいうべき者のみであった。

残念ながら穂子への挙式参加者については不明だが、東宮挙式に関しては、穂子が物忌のために停止した年である天暦五年（九五）の参加者が『九暦』と『小一条記』（共に出典は『西宮記』）に、それぞれ「東宮侍臣以下」「東宮之臣」と書かれている。やはり東宮への昇殿が許された皇太子側近の人々だったと考えられるのである。

そして、時代は下るが興味深い記事が『小右記』（長和二年（一〇一三）正月二日条）である。ここには、中宮藤原妍子（三条天皇皇后、道長娘、居所藤壺）への挙式参加者は「内殿上人」＝内裏（天皇）の殿上人、皇太子敦成親王（後の後一條、居所梅壺）への挙式参加者は「宮殿上人」＝東宮の殿上人と明記されているのである。東宮については天暦五年と同様であることから、この挙式参加者の範囲は、穂子当時の中宮大饗についてもあてはまるものと考えてよいだろう。もちろん実際には内裏殿上人と東宮殿上人は重なる部分が多いが、理念としては、皇太子は自分自身の宮の殿上人とのみ君臣関係を結ぶべく彼らから挙式を受けていたのに対し、后は内裏の殿上人からの挙式を受けるという形であったことになる。

まとめ

最後に、中宮大饗が醍醐朝、藤原穂子の時に成立したことの意義を考えてみたい。

穂子は朱雀・村上二代の母后であり、後に「大后」と通称され、国忌が長く残されるなど代々の母后の中でも特別に扱われた。その言葉によつて朱雀天皇が心ならずも弟に譲位したという『大鏡』の逸話を待つまでもなく、非常に大きな力を持つた人物である。同母兄忠平が、穂子所生の天皇即位と同時に約四十年途絶えていた摂関に就任し権力を握つたこともあり、後の道長の摂関政治全盛時代をもたらすにいたる素地が、この穂子・忠平期に作られていたと評価することができる。その穂子が初めて中宮大饗を行つた后であつたことは單なる偶然とは思えないものである。

内裏殿上を許された王卿らからの挙式は、本来、天皇に對してのみ行われるべきものである。それを中宮大饗の中で后が受けるのであるから、大饗を行う后は、天皇を除けば、彼らと君臣関係を結び得る唯一の存在であることを広く周知させることになる。しかも穂子の場合は皇后・皇太后・太皇太后であつた三十年にわたつて繰り返し年頭にその確認儀式を行うのである。穂子の權威上昇につながり、大きな力を手にする

要因の一つとなつたことは間違ひなかろう。

同時に、中宮大饗が開始されたのは、成人した皇子たちがいる中で、たて統いて幼い皇太子が立てられるなど王權不安定化の可能性を内包した時期でもあつた。そもそも新皇太子の祖母（その次の皇太子の生母）である穂子が妻としては百年ぶりに立后されたこと自体がそれらへの対抗策の一つであつたといえようが、天皇家といわゆる摂関家を伸立ちする女性（穂子）の權威を高めることは、當時、重要な課題であったと思われる。まさにこの時期に、殿上人らからの挙式を含む中宮大饗が整備されたのであるから、中宮大饗は皇后穂子の權威確立の一手段として開始されたと考えられるのである。

そして中宮大饗は穂子だけが行つたものではなく、それ以降も后に對して行われ統けたのであるから、大饗を行う后的地位の上昇にもつながつたであろう。特に当代の母后が大饗を行つた例が散見されることから、穂子のような母后の權威の確立にも一役買つたと考えられる。最近、穂子以降「国母」の時代がはじまつたと評価されており、それこそが摂関政治につながるわけだが、その政治史上の一時代を築く原動力の一つとしても中宮大饗を意義付けることができるといえるのである。

〔主要参考文献〕

太田静六「大饗儀礼―三宮大饗と大臣大饗」（『寝殿造の研究』吉川弘文館 一九八七）

岡田莊司「私礼」秩序の形成」（『平安時代の国家と祭祀』続群書類從完成会 一九九四 初出 一九八八）

神谷正昌「大臣大饗の成立」（『日本歴史』五九七 一九九八）

川本重雄「正月大饗と臨時客」（『日本歴史』四七三 一九八七）

倉林正次「正月儀礼の成立」「大臣大饗」（『饗宴の研究－儀礼編』桜楓社 一九六五）

栗林茂「皇后受賀儀礼の成立と展開」（『延喜式研究』八 一九九三）、「平安朝における三后儀礼について－饗宴・大饗儀礼と朝覲行幸」（『延喜式研究』一一 一九九五）

田村葉子「二宮大饗の成立と背景」（『史学研究集録』一九 一九九四）

甲田利雄「三日、皇后宮及東宮挙式」（『年中行事御障子文注解』続群書類從完成会 一九七六）

藤森健太郎「儀式」『延喜式』における皇太子の受賀儀礼について」（『古代天皇の即位儀礼』吉川弘文館 一〇〇〇 初出一九九二）

古瀬奈津子「平安時代の「儀式」と天皇」（『日本古代王權と儀式』吉川弘文館一九九八 初出一九八六）、「昇殿制の成立」（同 初出一九八七）

東海林 亞矢子（しょうじ あやこ）

一九六九年生。慶應義塾大学文学部日本史学科卒。お茶の水女子大学大学院博士前期課程修了。現在、お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程国際日本学専攻一年在学。日本古代史専攻。修士論文「后の宮の研究—平安宮と后の変容」、口頭報告に「御在所から見た九・十世紀の后について」（第三十六回三田古代史研究会 二〇〇一年三月）。

<表1> 二宮大餐 表 (醍醐朝～村上朝天暦年間)

代	年号	西暦	日	身位	后	拝	饗	場 所	皇太子	拝	饗	場 所	備 考	主な出典
醍醐	延喜11	911	4		×				保明		大饗	東宮カ		貞 略
	延喜12	912	2		×				保明		大饗	東宮カ		略
	延喜13	913	2		×				保明		宮饗	東宮カ	院宮饗如常	貞
	延喜16	916	2		×				保明		大饗	東宮カ		小
	延喜18	918	4		×				保明		大饗	東宮カ		貞
	延喜19	919	2		×				保明		大饗	東宮カ		貞
	延喜20	920	4		×				保明		大饗	東宮カ		貞
	延長2	924	2	皇 后	穏子		饗	玄輝門西	慶頼		饗	職曹司カ	前年4月立后、立太子	貞 西
	延長3	925	2	皇 后	穏子		大 饗	玄輝門西	慶頼		大饗	職曹司		貞 吏部
	延長4	926	2	皇 后	穏子		大 饗	玄輝門東西	寛明		大饗	玄輝門東西	前年10月立太子	貞 吏部
朱雀	延長5	927	2	皇 后	穏子	カ	饗	?	寛明	○カ	大饗	?	太子幼稚の為服なし	小 西北
	延長8	930	2	皇 后	穏子	○	大 饗	中宮饗所	寛明	○	大饗	東宮饗所	「公事」	吏部
村上	承平7	937	3	皇 太后	穏子		太后饗	太后饗所	×				依日蝕廢務→3日	西北
	天慶8	945	2	皇 太后	穏子		饗	?	成明		饗	?	前年4月立太子	貞
	天暦元	947	2	太皇太后	穏子		大 饗	朱雀院侍従殿	×					九
	天暦2	948	2	太皇太后	穏子			朱雀院	×					貞 九 略
	天暦3	949	5	太皇太后	穏子			二条院	×					九 略
	天暦5	951	2						憲平	○	大饗	東宮饗所	雨の為、拝礼のみ3日	九 西
				太皇太后	穏子		宮 饗 停 止						物忌のため	九 西
	天暦6	952	?						憲平		大饗	玄輝門西		九
	天暦7	953	2						憲平		大饗	玄輝門東	停拝行饗、是權時之例	九
				太皇太后	穏子		饗停止	玄輝門西 (彼宮大饗処)					依朱雀崩御	九
	天暦8	954	2						憲平	○	大饗	?	雨の為拝礼のみ3日	西北 江
													正月4日穏子崩御	

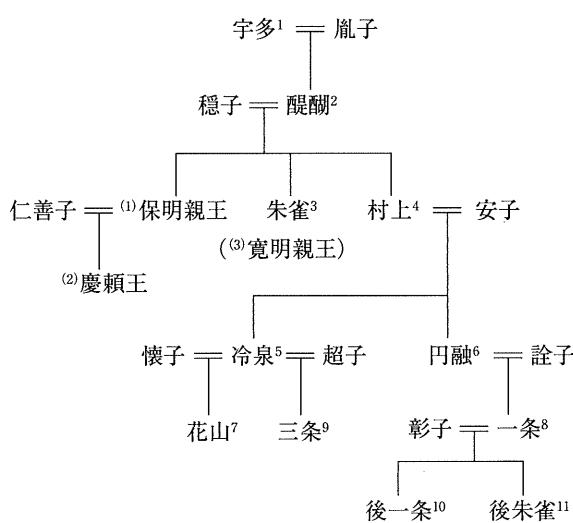
【出典】 貞 = 『貞信公記』、吏部 = 『吏部王記』、九 = 『九暦』、小 = 『小右記』

略 = 『日本紀略』、西 = 『西宮記』、北 = 『北山抄』、江 = 『江家次第』

〈系図 I 天皇家〉

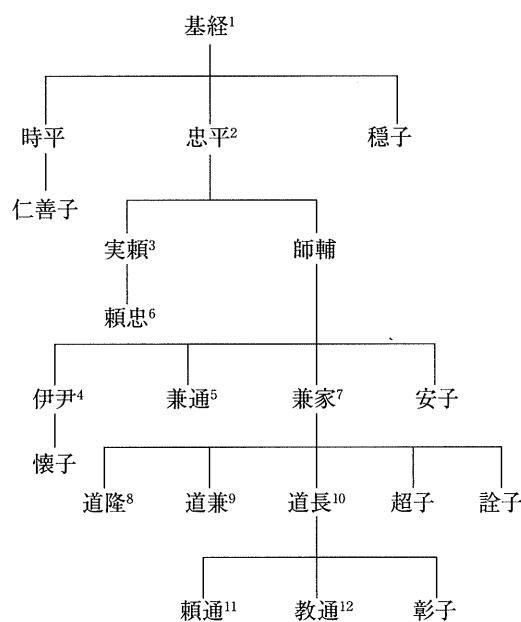
*右肩の数字は即位順を表す

*左肩の丸数字は立太子順を表す



〈系図 II 藤原摂関家〉

*数字は摂関の就任順を表す



平安宮内裏図

角田文衛監修
〔平安時代史事典〕
（角川書店）

一九九四) より

